

東京国際大学アメリカ校同窓会規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、東京国際大学アメリカ校同窓会と称する。

第2条（所在地）

本会の事務局は、埼玉県川越市の場北1丁目13番1号、東京国際大学国際交流課内に置く。

第3条（目的）

本会は、会員相互の親睦を図り、東京国際大学アメリカ校および東京国際大学の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 同窓会名簿の編纂
3. 母校の各種行事への参加
4. その他本会の目的達成に必要と認められた諸事業

第2章 会員

第5条（正会員）

本会は、東京国際大学アメリカ校に於いて所定の教育課程を修了したものの、および役員会に於いて承認されたものを以て正会員とする。

第6条（準会員）

東京国際大学アメリカ校の在學生、および役員会に於いて承認されたものを以て準会員とする。

第7条（名誉会員）

東京国際大学アメリカ校の教職員、若しくは派遣教員として在職したものの、および役員会に於いて承認されたものを以て名誉会員とする。

第3章 役員

第8条（役員構成）

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名以上
3. 担当役員 各部門若干名
4. 監査役 1名以上

第9条（会長の選出）

会長は役員会に於いて正会員中より選出する。会長は、役員会を召集し会務を統括する。

第10条（副会長の選出）

副会長は役員会に於いて正会員中より選出する。副会長は、会長を補佐し必要な場合はこれを代行する。

第11条（役員の任期）

役員の任期は1年とし再任を妨げない。

第12条（役員・監査役の選出）

役員、監査役の選出については別途定める。

第4章 年次代表

第13条（年次代表）

本会の運営を円滑に行うため、年次代表を各年度毎に若干名置く。但し、年次代表の任期は各年度の任意とする。

第5章 顧問および相談役

第14条（顧問・相談役）

本会は、必要に応じて顧問、相談役を若干名置くことができる。但し、顧問、相談役は役員会の議を経て、会長の委嘱したものとす。

第6章 会議

第15条（総会の招集）

総会は会長がこれを招集し、正会員中から議長を選出する。議決は出席正会員の過半数の賛成を以て成立する。同数の場合は議長が決する。

第16条（役員会の招集）

役員会は必要に応じて会長が招集し、その議長となる。議決は出席役員の過半数の賛成を以て成立する。同数の場合は議長が決する。

第17条（年次代表会の招集）

年次代表会は必要に応じて年次代表統括担当役員が招集し、その議長となる。議決は出席者の過半数の賛成を以て成立する。同数の場合は議長が決する。

第7章 資産および会計

第18条（資産）

活動に伴う収入、寄付金品、その他の収入は、本会の資産としてこれを保管する。

第19条（資産の管理）

本会の資産は会長が管理し消費または担保に供してはならない。基本財産のうち現金は預貯金等確実な方法により会長が保管する。

第20条（決算）

本会の決算は財務担当役員が作成し、監査役の意見を添えて役員会に報告しなければならない。

第21条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日より同年12月31日に至る1年間とする。

第8章 規約の変更

第22条（変更手続）

本規約は総会に於いて出席者の過半数の賛成を得なければ変更することができない。

第9章 附則

第23条（細則）

本規約に基づく会務の執行を円滑に行うため、役員会は必要に応じて細則を定めることができる。

第24条（補則）

本規約は、平成14年12月7日より施行する。

平成16年6月12日一部改正。

平成18年6月17日一部改正。